

徳島市 EC（電子商取引）参入支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、企業等が計画的・自立的に販路拡大に関する能力向上を図ることを目的とし、本市中小企業が対面販売に頼らない新たな販路を開拓するために行う事業に対し、予算の範囲内で徳島市EC（電子商取引）参入支援事業補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、各号いずれかに該当する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する中小企業者とする。

- (1) 1年以上、本市内に主たる事業所を置く会社
- (2) 1年以上、本市内に主たる事業所を置く本市民
- (3) 前2号に該当する者で構成されたグループ又は団体（以下「グループ等」という。）

2 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合は対象としない。

- (1) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納している場合
- (2) 大企業が実質的に経営に参画している場合
- (3) 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力である場合、反社会的勢力との関係を有している場合、又は反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合

（補助対象事業及び対象期間）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、自社で取り扱う製品の販路開拓のために、ECを導入する事業とし、次の各号に定めるものとする。

- (1) ECショッピングモール等への出店及び出品
- (2) 自己所有のウェブサイトへのEC機能の実装

2 前項に定める取組のうち、オークションサイト又はフリーマーケットサイト等への出品は対象外とする。

3 第1項に定める取組において、販売する商品の半数以上は、徳島市内で製造・生産される商品であること。

4 対象期間内に出品及び出品を行うこと。

5 第1項に定める事業の対象期間は、第6条に基づく交付決定を行った日から当該決定のあった日の属する会計年度の2月末日までとする。

（対象経費及び補助金の額等）

第4条 対象経費は、別表の対象経費の欄に定めるところによる（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）。

2 千円未満の端数が生じた場合においては、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 市及び国、県等による他の同様の補助又は助成等の制度との併用は認めないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 同意書(市税の納付状況確認の同意)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、申請書及びその添付書類の内容を審査するとともに、必要に応じて実地調査を行い、補助金交付の適否を決定し、その旨を申請者に交付決定通知書(様式第2-①号)又は不交付決定通知書(様式第2-②号)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の通知をする場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事業につき修正を加えることを要請し、かつ、必要な条件を付することができるものとする。

(事業の遂行等)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を実施する者(以下「補助事業者」という。)は、現金の出納若しくは保管、又は物品の出納若しくは保管の事務を行うとともに、これに係る証拠書類、現金出納簿、その他の会計帳簿を備え、記録管理する等、常にその経理を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の関係書類及び帳簿等について、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(計画変更等)

第8条 補助事業者は、申請書に記載した事業又は経費の内容を変更、中止又は廃止とするときは、軽微な変更を除き、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による軽微な内容の変更とは、補助金の交付対象となる事業の目的を損なわない変更で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 計画の細部の変更のみであって、経費の費目及び額の変更を伴わないもの。
- (2) 補助事業に対する経費全体の20%以内であるもの。
- (3) 補助事業の実施に要する経費が変更となるが、交付決定された補助金の額が、既に当該対象経費に対応する限度額に達しているものであり、かつ、変更後の補助対象事業

の実施に要する経費を基に算出した補助金の額の変更を伴わないもの。

- 3 市長は、第 1 項の規定により変更、中止又は廃止を承認するときは、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又新たな条件を付しその内容を、補助事業者に変更（中止・廃止）承認通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（報告等）

第 9 条 市長は、必要に応じ補助事業者に対して補助事業に関する報告若しくは関係書類の提出を求め、又は本市職員をして関係書類について検査させ、その必要な指示をすることができるものとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 1 2 条の報告書は、実績報告書（様式第 5 号）によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、3 月 10 日が徳島市の休日を定める条例第 1 条 1 項に規定する市の休日に当たる年度の実績報告書の提出期日については、同条例第 2 条の規定を準用する。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の支出関係を証明する書類（見積書、契約書（請書）、請求書及び領収書等）の写し
- (4) 出店及び出品ページのコピーや、補助事業の成果がわかる資料等
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定により報告書が提出された場合において、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件を審査した結果適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して補助事業者へ徳島市 E C（電子商取引）参入支援事業補助金確定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第 12 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、市長が定める方法により、補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、補助事業者から前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- (3) 補助事業の完了の見込みがないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の遂行に不正があったとき。
- (5) その他この要綱の定めに違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、交付した補助金の全部又は一部の返還を補助事業者へ請求するものとする。

(必要事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

別表（第4条関係）

取組内容	対象経費	補助率	限度額 (千円)
E C（電子商取引）参入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ E Cショッピングモール等への出店又は出品に係る登録手数料（初期登録料・月額登録料） ・ 販売手数料 ・ カード決済手数料 ・ 販売促進経費 ・ 自己所有ウェブサイトへの E C機能の実装・運用経費 <p style="text-align: right;">等</p>	10/10	180